

# 近世の壹岐神楽本に関する一考察 —附 翻刻「大神楽略記」—

須 永 敬

はじめに

近年、渡辺伸夫〔二〇一〇〕、神田竜浩〔二〇一一〕らの論考によつて、近世壹岐神楽を取り巻く状況、とりわけ近世の神道化による神楽改変という問題がクローズアップされている。

渡辺は、壹岐神楽本「天明本」の「山入舞」に着目し、元来山神と村人との「宿借り問答」を伴うものであったものが、その後の改訂を経て「弘化本」の段階では宿借り曲とはいえないほどの変質を遂げ、その要因を唯一神道の徹底化にあるとみている。

また、神田は、近世の壹岐神楽本（天明本・山口本・弘化本）の検討から、現行の壹岐神楽「猿田彦」と「宇豆女」が、弘化改訂以前は中国地方の神楽や豊前神楽にも通じる「荒平舞」であったと指摘している。

両者の研究はいずれも神楽本のテキストの差異に近世の神道化の影響を認めている。その意味では神楽本という資料を増やし比較対照の幅を広げることが、さらなる考証を行っていくうえで肝要となる。

これまで壹岐の近世神楽本として知られてきたのは次の資料である。

- ① 「大神楽（壹州）」（通称「天明本」・平戸市立図書館蔵）
- ② 「大神楽次第記上・中」（山口麻太郎筆写稿本・長崎市歴史博物館蔵）
- ③ 「壹岐大神楽略記」（山口麻太郎筆写稿本・長崎市歴史博物館蔵）
- ④ 「壹岐大神楽次第略記」（山口麻太郎筆写稿本・長崎市歴史博物館蔵）
- ⑤ 「当国大神楽次第記（断簡）」（長崎市歴史博物館蔵）
- ⑥ 「改訂壹岐島太々神楽歌詞次第記」（通称「弘化本」・松浦史料博物館蔵）

このうち、壹岐神楽研究の資料として主に用いられてきたのは、本田安次が紹介した①「天明本」と、歌詞の削除や校訂の跡と思しき朱字が記された③「壹岐大神楽略記」、近世の神道化が行きわたった歌詞とされる⑥「弘化本」の三種である。特に作成・使用の年代が明らかな①「天明本」と⑥「弘化本」とは、壹岐神楽の歴史の変遷を捉えるうえで重要な資料とされている。なお、②は後欠、④は小神楽の歌詞本、⑤は断簡である。

⑥	A	B	C	あ
改訂老岐島太々御神楽歌詞次第記	大神楽略記	(標題なし)	老岐国大神楽次第記控	大神楽次第 (平戸)
弘化2年(1845)	不明	不明	安永2年(1772)カ	慶応2年写
後藤正恒・松本重足	新城村祠官 平田裕口 明福	不明	吉野光教・松本重喜カ	不明
松浦史料博物館	聖母宮吉野家	聖母宮吉野家	聖母宮吉野家	亀岡神社下條家
神楽始	四剣	四剣	神楽始	座祓
身曾伎	二剣	二剣	荒塩舞	太鼓始
神遊	四弓	四弓	四本幣	荒塩舞
四本幣	二弓	二弓	注連舞	八乙女舞
二本幣	五方開き	五方開	二本幣 是を幣舞と申	四本幣之舞
注連	神代開	(神代開)	山神舞	注連舞
真坂木	祝詞		矛舞	所堅之舞
野槿	鬼神舞		八咫鳥舞	二本幣之舞
鉦			橘舞	山神舞
八咫鳥			幣納	矛舞
橘			杓銚子	山黒鳥舞
幣納			四剣	花舞
杯銚子			二剣	礼幣納舞
湯立			四弓	四剣舞
四剣			二弓	二剣舞
二剣			五方開	四弓舞
四弓			神代開	二弓舞 (六將軍トモ)
二弓			祝詞	神角力
五方開			山界鬼 是を猿田彦舞と申	五方開之舞
神代開			八散供米舞	神代開
折敷			神相撲	折敷舞
神角力			折敷舞	鉦女舞
思兼			神極舞	山海鬼神舞
太玉				八散供米舞
天児屋根				
手力雄				
鉦壳				
岩戸開				
猿田彦				
鉦壳				
弥散供米				

ところで、老岐の聖母宮(長崎県老岐市勝本町)には、近世以来の老岐神楽本を綴った資料が伝えられている。この綴りには、先代宮司の吉野弘祐氏が付したと思われる厚紙の表紙が付けられており、そこには「老岐国大々神楽次第記 安永年間」大正七年迄 変遷歌詞綴」との標題が記されている。この綴りには、大正時代までの六種の神楽本が収められており、近世老岐神楽の姿を知るうえでも貴重な資料といえる。

収められた神楽本の表題を、綴られた順にアルファベットを付して示すと、

- A 「大神楽略記」(近世・年代不明)
- B 「(標題なし)」(近世・年代不明)
- C 「老岐国大神楽次第記控」(近世・年代不明)
- D 「改訂老岐太々御神楽歌詞次第記」(弘化二・二八四五年)
- E 「大神楽歌詞」(明治四・一八七一年)
- F 「老岐大神楽歌詞及次第記」(大正七・一九一八年)

となる。この順番は、吉野弘祐氏が神楽本をまとめた際に、古いとみなした神楽本から順に綴じたものと思われる<sup>1)</sup>、筆致や用紙などを考え合わせても現時点では妥当ではないかと考えるが、詞章の分析によつては、今後その新旧を検討する必要があるかもしれない。

表1 近世杵岐神楽次第一覧表

記号	①	②	③	④	⑤
資料名	大神楽(杵州)天明本	太神楽次第記上中	杵岐大神楽略記	杵岐大神楽次第略記	当国大神楽次第記(断简)
成立年代	天明年間(1781~1789)	不明	不明	不明	不明
筆者・編者	不明	不明	不明	吉野雅人(光明)撰	不明
所蔵	平戸市立図書館	山口文庫	山口文庫	山口文庫	山口文庫
	神歌	神楽始	神楽始	神楽始	座奏
	荒塩舞	荒塩	太鼓始	太鼓始	荒塩舞
	四本幣舞	四本幣	荒潮舞	荒塩舞	四本幣
	注連幣舞	注連舞	四本幣	四本幣舞	二本幣
	幣舞	幣舞	逆舞	逆幣	以下欠
	懸幣舞	掛舞	二本幣	二本幣舞	
	山入舞	山入	山神舞	山神舞	
	鳥面舞	山黒鶉	山黒鶉舞	矛舞	
	花舞	花舞	花舞	山黒鶉	
	四剣舞	束志	札幣舞	花舞	
	二剣舞	奉幣・祝詞	神角力	札幣納	
	四弓舞	神角力	折敷舞	杓鈔子	
	五方開神舞	四天	四剣舞		
	(神代開)	二天	二剣舞		
	三界鬼(途中まで)	肩の上	肩舞		
	以下欠	ちごめのと	四弓		
		入弓	六將軍		
		天神(岩戸神楽)	天神舞		
		以下欠	山界鬼		
			八散米舞		

また、神楽本A・B・Cについては新出資料で、いずれも作成年代は不明である。Cについては吉野氏によって安永二年(二七七二年)本とする中表紙が付されているが、「山神舞」歌詞中の年代記載部分が墨塗りのうえに白紙が貼り付けられているため確実なことは分からない。

さて、これら聖母宮に伝わる神楽本のうち、本稿で主に取り上げるのは、A「大神楽略記」(以下「A本」と略す)である。なお、Bの「(標題なし)」(以下「B本」と略す)は、神楽歌の冒頭部分以下が「——」のように略された箇所があるなど一種の覚書とみられるが、その構成と内容はA本とほぼ一致している。

以下、これら新出の神楽本を含めて近世杵岐神楽の構成について考察するとともに、歌詞の比較分析からA本の性格について明らかにしていきたい。

一、近世杵岐神楽の構成について

本資料群の登場によって、歌詞が記された近世の杵岐神楽本は六種から九種へと増加した。まずはこれら九種の神楽本に記された神楽の構成について述べていきたい。

これら各資料の構成を示したものが表1となる。このうち⑥「改訂杵岐太々御神楽歌詞次第記」は大々神楽の神楽本、④「杵



写真1 「大神楽略記」(A本) 1丁オ

岐大神楽次第略記」は小神楽の神楽本、それ以外は大神楽の神楽本である。なお「あ」の「大神楽次第」のみ平戸神楽の神楽本であるが、これについては後述する。

今回新出のA本とB本には、他の神楽本に含まれる「神楽始」「太鼓始」「四本幣」「注連舞」「幣舞」「掛舞」「山入」「山黒鴉」といった演目がなく、極めて簡素な構成となっており、既知の杵岐神楽本とは一線を画す存在となっている。なぜこのような簡素な構成の大神楽が存在したのであろうか。

始めに考えるのは、A・B両本が、現行の小規模神楽「幣神楽」「小神楽」の前身ではないかという推測であるが、小規模神楽の主要演目が先述の欠落した「神楽始」以下の演目である

こと、大神楽の特徴的な演目「四剣」「二剣」「四弓」「二弓」「五方開き」「神代開」「鬼神舞」などによって構成されていることなどからその推測は当たらない。両書は紛れもなく大神楽の神楽本なのである。

次に考えられるのは、このA・B両書が、現在知られている大神楽の前身、もしくは別流の神楽を示す資料ではないかという推測であるが、その推測が妥当であるかどうか。A本とその歌詞の分析を通して検討してみたい。

## 二、「大神楽略記」(A本)と歌詞の比較考察

「大神楽略記」(A本)は、吉野弘祐氏がまとめた「杵岐国大々神楽次第記 安永年間〜大正七年迄 変遷歌詞綴」の一冊目に綴じ込まれている。聖母宮に伝来した時期と経緯は不明である。全丁にわたって上部に欠損が見られ、右側は厚紙の表紙で綴じ込まれている。そのため法量はあくまで目安となるが、縦二五・五センチ、横一六・七センチ。袋綴の二十三丁からなる神楽本である。神楽本自体に表紙はなく、一丁オの一行目に「大神楽略記」と標題が記され(写真1)、以下「四剣」「二剣」「四弓」「二弓」「五方開き」「神代開」「祝詞」「鬼神舞」の演目名とその歌詞が記されている。なお、これと同系統と思しきB本には「四剣」から「神代開」までが収められている。

最後の二十三丁才に記された「鬼神舞」は、歌詞も完結しているため、ここで「大神楽略記」は終わるが、その裏（二十三丁ウ）の一行目には「新城村祠官平田裕□（擦れにより字の有無は判読できず）」と記され、二行目には「明福」と記されている（写真2）。これらの人名は、この神楽本の筆者、もしくは使用者であると思われる。そして続く三行目には「大神楽次第略記」と記され、「祝詞」から始まる新たな神楽歌詞が記されるが、残念ながら本丁までで後欠となっている。

以下、A本の各演目の神楽歌について、同じく近世の神楽本である①「大神楽（杵州）」（以下「天明本」）、②「太神楽次第記上・中」（以下「次第記」）、③「杵岐大神楽略記」（以下「略記」）、⑥「改訂杵岐島太々神楽歌詞次第記」（以下「弘化本」）、C「杵岐国大神楽次第記控」（以下「C本」）等との比較を通して、近世杵岐神楽における本資料の位置を確定させていきたい。

(1) 「四劔」

演目名は、次第記のみ「四天」とし、それ以外は「四劔」と記す。

「四劔」の歌詞は、神楽歌六首、劔の由来、神楽歌六首からなり、その構成自体は近世から現代までほぼ保たれている。前



写真2 「大神楽略記」(A本) 23丁ウ

段においては、正面・東・南・西・北・中央の順に六首の神楽歌が唱えられる。A本・天明本・次第記・略記は、いずれも春夏秋冬の四季にちなんだ歌が東南北西に振り分けられるが、弘化改訂を経た弘化本以降は、神を称える歌となっている。また、中央において唱えられる「何事も我心よりなすものを 其能きわさを思召立らん」の句はA本・B本・C本にのみ見られる。続く劔の由来では、A本・C本・天明本は「龍の王<sup>たち</sup>」が作ったものとする。略記では朱字でこれが書き加えられている。弘化本では「龍の王」は削除され、神代よりの由来とする。

劔については第一の劔から第四の劔までの由来が語られる。A本・天明本では一通りの劔の名称を述べた後、それぞれの劔

表2 四劔の由来比較表（各項目の表記はA本・天明本に拠る）

		第一	第二	第三	第四
A本・B本・C本・略記・弘化本	名称	十がの劔・天の尾羽張・伊豆乃尾張	大蛇のあらまさ・ははきりの劔・天はいきりの劔	天むらくもの劔・草なきの劔	都の靈・健布都乃劔・佐肆ふつの劔・豊劔
	由緒	伊弉諾尊	素戔鳴尊	大蛇の尾より出る	高倉下シの夢の内
	祀られる宮	—	大和国石の上乃宮	尾張国あつたの宮	鹿嶋の宮
天明本・次第記	名称	とつかの劔	天村雲の劔	ははきかの劔	布都のミ玉
	由緒	—	—	—	—
	祀られる宮	大和国いその宮	伊勢大神宮	出雲国大社	常陸国鹿嶋の神宮

の由緒を語るが、弘化本では各劔ごとに名称と由緒を述べるといった異同がある。また、劔の名称と由緒の内容については、A本・B本・C本・略記・弘化本がほぼ共通しているが、天明本と次第記はやや簡潔となっており、内容にも表2のような相違点がみられる。

次段の神楽歌では、「白銀の—」、「天照神乃御心—」の二種はいずれの神楽本も共通して認められる。

以上のことを見ていくと、四種の神楽本はその構成が一致しつつも、神楽歌の相違がみられることが分かる。弘化本にのみ四季と四方とを対応させる歌が見られないことには、弘化改訂の跡が確認できる。また劔の名称・由来については天明本と次第記のみが簡略な形となっており、この点ではA本と、B本・C本・略記・弘化本との近似性が見いだせる。

(2) 「二劔」

演目名は、次第記のみ「三天」それ以外は「二劔」と記す。A本には「物ことにおそれ心を拂ひなば 何れの神か障り有べき」の一首のみで、次第記・略記・B本・C本と一致している。「二劔」は両脇下に劔を当て、さらに一本の劔を口に咥えて前後転する、危険を伴った勇壮な舞であり、舞に先立って「物ことに—」の歌を唱えることの意味するところを示している。一方、天明本には歌はなく「於寶殿勤行有之、傳受之秘文祠官勤之」とのみ記される。この「傳受之秘文」が「物ことに—」の歌であった可能性はある。

ところが弘化本は、「天てらす日かけのかづら長き夜のためしに今もかけてむすばん」、「しりへ手にふりにし太刀のいきほひに 神も浮世をのかるるときく」の二首が記されており、現行の壱岐神楽にもそのまま引き継がれている。

「二劔」の歌の比較からもやはり弘化改訂の大きさを確認することができる。また天明本が「秘文」として歌を記していないことは同書の特徴とみて良いであろう。

(3) 「四弓」

演目名は、次第記のみ「入弓」それ以外は「四弓」と記す。「四弓」も先の「四劔」と同様の構成であり、神楽歌、弓の由来、神楽歌からなっている。

最初の神楽歌はA本では五首となつている。A本・B本・C本には秋の句が欠けているが、天明本と次第記には「四弓」と同じく四季の歌が記されている。また天明本以外には「梓弓六ツ乃しらべの」の歌が共通して見られる。略記には「四弓」と「肩上」として二首が記され、さらに朱字にて二首の書き込みや前後の入れ替えの指示などがあり、かなりの混乱が見られる。弘化本では四季を詠んだ歌が消え、専ら弓について詠まれた古歌に改変されている。

続く弓の由来については、先ず弓の名称について、A本では第一の御弓を座陣の弓、第二の御弓を発向の弓、第三の御弓を護持の弓、第四の御弓を治世の弓としている。現行の杵岐神楽には無い箇所であるが、他の近世の神楽本には共にこの記述がみられる。相違があるのは各弓の由緒についてであり、A本・山口本・弘化本にはそれぞれの弓が天照大神、高皇産靈尊、天乃忍日乃命、彦火火出会尊などと関連付けて説明されているのに対して、天明本では全く記載がなく、次第記には弓の本地として田村將軍と弓の由来が語られる。いずれも両書の特徴といえよう。

また、弓と矢の由来を述べた後、A本は次のように続ける。  
(以下、引用文の句読点及び括弧内の記述は筆者が付した。)

其時弓始せんと思召、他宿の城戸とほくと打ならさせ給へば、

内より男こたえて一首かくらん。

改ル年の始の弓枕 吾がせしことの叶斗り二

他その城戸をほとくと打ならさせ給へば、内より女人こたえて

一首書くらん。

千早振神の前二弓張りて 百矢射共あだ矢いせん。

このように城戸を打ち鳴らし、中から男・女が答えるという場面は、天明本や、次第記にもみられる。しかし略記には次のように記される。

新成神の御弓て高張て 百矢射るともあた矢射させず (朱字)

其時、弓おくらせん口たその城戸をほとくと打ならさせ給へば、  
内より男答へて一首かくそ聞へけり。

改る年のはじめの弓枕 我せし事の叶ふばかりに

城戸を打ち鳴らすという訪いの場面が見せ消ちとされ、代わりに「新成神の御弓」の歌が朱字で加筆されるという改訂が行われている。さらに弘化本に至っては、この場面は一切登場しない。

このように、弓の由来を語る場面ではA本・B本・C本・略記・弘化本との共通性がみられ、天明本・次第記には独自性がみられた。一方、城戸を打ち鳴らす訪いの場面についてはA

本・C本・天明本・次第記に記されているものが、略記にて削除の跡が見られ、弘化本に記載がないという差異を認めることができるのである。

(4) 「二弓」

「二弓」は神楽本による相違が大きい演目である。天明本と次第記にはそもそも「二弓」の演目自体が記載されていない。略記は演目名を「六將軍」とする。A本も「二弓」としながらも「其六將軍と申奉るハ」と記している。

では六將軍とは何か。A本では、宗像・住吉・諏訪・勢田・三嶋・こう良の六神とする。略記は宗像・河上・住吉・諏訪・高良・武内と記す箇所がある一方で、「六將軍と申奉るハ宗像河上熱田三島住吉諏訪高良大神なり是神功皇后三韓征伐の時（熱カ）はるかなる天よりそ下らせ給ひけり」（傍線は朱字による加筆箇所、枠線は朱筆の枠線で囲まれた箇所）とも記されており、河上社が削除され熱田と三島が加わった形跡がある。高良と武内が重複していると見なされたのであろう。また、A本に

○其六將軍と申奉るハ、宗像住吉諏訪勢田三嶋こう良乃大神也。  
怨敵退散乃為二天下らせ玉へけり。

抑東方殿と申奉るハ、六万六千六百六十六神の大小神祇冥道 高き

ハ大神低き小神毎二部類（マユ）春属共二降臨影向したまへ。

西南北共二同断。

とあることから、六將軍は怨敵退散のために天下るのであり、東西南北の大小神祇とその部類眷属の影向を共に祈請していることが分かる。だが山口本では「東方殿」以下の部分が朱枠で囲われ削除されたことが示されており、代わりに一首の歌が加えられている。東方殿以下四方の神の影向を乞うのは、次の「五方開き」と内容が重複しているためかもしれない。

弘化本に至っては、六將軍の名と四方の神を勧請する件は見えずなくなり、弓の威力により諸々の災いを祓うことを四方に向かつて祈念する舞へと変化している。

(5) 「五方開き」・「神代開」・「祝詞」

現行壱岐神楽において、五方堅・神代語・大諄辞が一連の演目として行われているように、「五方開き」・「神代開」・「祝詞」の間にも関連がみられる。天明本は「五方開神舞」、略記も「天神舞」という一つの演目として扱っており、ここでも一括して論じる。

A本では、東・西・南・北・中央・下方の神々を呼び寄せされており、言葉に若干の相違は認められるものの、C本・天明本・次第記・略記共に一致している。弘化本は東・西・南・北・中央の五方となり下方が欠落し、四方の山名や、「六萬



六千六百六拾六乃神大小乃神祇冥道」といった神の数が省かれるなど、かなり簡素化されている。

そして、最も大きな相違点と言えるのが、問答部分である。A本では「五方開き」の末尾に「此辺に国津神や有ル」「夫に御こえの有りける八何れの神ニ而ましますか」という問答が出現し、「神代開」冒頭の「天津神に廻り逢こそ嬉しけれ 積思ひを何とかたらん」に続き、神代語りが始まる。この点は、B本・C本・弘化本に共通する。

一方、天明本では、「此あたりに乙太夫殿やある 乙面やをわすらん」「はつれけるをとものはしにはつれける 京極までの御供を申さん」とある。次第記も同様であるが天神を「天満大自在天神」としているのが独特である。略記では、「此辺に乙太夫殿ある」「はつれける御供のはしにはつれける 京都迄の御供を申さん」と、ほぼ同文が記されながらも問答部分が見せ消ちされている。

この天神（天津神）との問答相手について、A本・B本・C本・弘化本は「国津神」とし、天明本・次第記・略記は「乙太夫」としており、顕著な差異を確認できる。

そして神代語りを挟んで、二人が別れることとなる。

A本では、

○あひふればつもる思ひの胸晴て。

扱も天神八何れの道にておわし。

われ八天津神故君たる道。扱も汝八何れの道成ルそや。

僕かれは国津神故臣たる道、君臣道を始として千道百道多けれど、

正シキ道は神乃通イ路。

○是よりハたゞしき道をたゞして、今方八都の方に御供を申さん。

只今つこの、継弓神通のかふら矢おくり参りたり。扱も其品々至来

目度度、先は文一見申さん。

とある。天明本にも同様の問答が記されるが「国津神」は「乙太夫殿」と記される。次第記にもやはり天神と乙太夫との問答が記されるが、そこに至るまでに長々と尽し物が語られるなど独特なものとなっている。B本・C本・弘化本では「天津神」と「国津神」の問答となっており、弘化本の欄外には「天神」「地神」との注が付されている。なお、略記にはこの問答記述がない。

さて、「文一見申さん」の「文」とは祝詞のことである。舞はそのまま「祝詞」へと続くが、A本には演目のみで祝詞は記されていない。略記は次の「山界鬼」に続いたためとより祝詞はない。

天明本には「日本最上神祇齋場」で始まる祝詞が記されている。これは渡辺も指摘しているとおり唯一神道のものであると考えられる〔渡辺 二〇一〇 一〇〕。さらに次第記の祝詞

は天明本の祝詞に続いて「斎場所太元尊神日輪太神宮」「唯一神道三元三行三妙加持信爰奉行」といった記述が見られ、天明本同様の唯一神道の神楽本であることを明確に示している。

しかしながら、弘化本になると祝詞が一変する。「大日本豊あし原の―」から始まる祝詞は皇国の神聖、あるいは天照皇大神を始め八百万の天神地祇を仰ぎ敬うべきことを唱える。そしてこの祝詞は現行の杵岐神楽までほぼ変わらず続いているのである。

敬  
永  
須  
このように見ると、天明本と次第記に唯一神道の影響が見られるのが確かであるとしても、弘化本に至るとそれは唯一神道からの脱却（たとえば復古神道や国学への傾倒など）の動きの表れと見るのが正しいのではないであろうか。渡辺は唯一神道による神楽改革が安永・弘化・明治と数度にわたったと述べ、天明本の改訂化は徹底していかなかったとするが〔渡辺二〇一〇 七、一〇〕、その後弘化の改訂で唯一神道色はかえって薄められたと理解するべきであろう。

#### (6) 「鬼神舞」

A本の「鬼神舞」は、天明本に「三界鬼」、略記に「山界鬼」、C本に「山界鬼 是を猿田彦舞と申」、弘化本に「猿田彦」「鈿女」と記されるように、演目名に大きな揺れが認められる。なお、現行杵岐神楽では「猿田彦」「鈿女」とされる。

近世の杵岐神楽本では、先ず「内」（もしくは「内舞」「舞前人」と記される）と、「猿田彦」（もしくは「鬼」「鬼神」などと記される）との問答があり、その後天地開闢の神話が「猿田彦」によって語られ、最後に鈿女とともに舞い納めるという形式となっている。

この演目については既に神田の専論がある（神田二〇一〇）。神田は、これら天明本・略記等に現れる「三（山）界鬼」の分析を通して、中国地方の神楽に登場する鬼神（荒平）と法者（里人）の対決に通じる点があることを指摘している。本稿で紹介したA本には「夫某は猿田彦の化身にて谷八つ嶺八ツ打ふさかりたるあらひらと八吾か事也」とあり、C本にもほぼ同文で「あふらひら」と記されることは、荒平が猿田彦に読み替えられたとする神田の説を裏付ける資料となる。

また、A本の「しんだん、天竺、三かん、けひたん、とくきん、かふぢ、其余乃外国かそゆるにいとまなし。天二九野あり、京に九脩有り。」の箇所は、C本にも認められ、略記では記されながらも見せ消ちされている。神田は、略記のこの記述に神を求めて多くの国を探し回ったとする「荒平舞詞」の中世的世界観が現れているとしている。先の「あらひら」の名乗りとともにA本およびC本には中世的な神楽祭文の要素が認められるということができよう。なお、大大神楽本である弘化本では磐戸神楽の後に「猿田彦」「鈿女」がある。ここには問答形式は

残されているが、最初に自らを「猿田彦」と名乗るなど、もはや「あらひら」や「三界鬼」の面影はみられない。

また、略記の「三界鬼」では、「内舞」から三日三晩の榊の借用を願われた猿田彦がそれを許し、天女の舞へと移るのだが、この場面はA本・C本には存在しない。つまり、A本とC本とは鈿女の舞を伴わないのである。

白川琢磨は、福岡県豊前神楽の事例から、荒平が猿田彦に、法者が天鈿女命に読み替えられた経緯を分析している（白川二〇〇六 二三一）。杵岐神楽においては弘化改訂までは「内（法者）」と「猿田彦」（鬼）との問答を中心とする演目構成であったものが、やがて「内」の存在意義が薄まり、代わって、演目の最後に登場する「鈿女」に問答の役割が付与されたと言える。

なお、現行杵岐神楽には「内」と「猿田彦」の問答はない。その問答場面が明確に削除されたテキストは、管見の限りでは、E「太神楽歌詞」（明治四・一八七一年）が最初である。

#### （7）小結

以上、近世杵岐神楽本の比較を通してA本の位置について検討を行った。その内容をまとめると次のような点が指摘できる。

一つは、今回比較した諸本を見る限りで言えば、現行神楽の基となる弘化本は極めて特異なテキストであるということである。

弘化本にのみ欠如している要素を列挙すれば、「四劔」における四季と四方の対照、及び劔の名称と由緒、「四弓」における城戸を打ちならす件、「二弓」における東方殿ほか四方神の勧請、「五方開き」「神代開き」「祝詞」における四方の山名、勧請する神の数、などが挙げられる。また、「祝詞」の内容や「鬼神舞」が「猿田彦」に確定していることなどから、既に指摘されているとおり、神道化がかなり徹底されたテキストであることが分かる。A本は弘化本よりも、天明本・次第記・略記・B本・C本により近いテキストであると言える。そこで、これらテキストとの比較をさらに進める。

略記は朱筆による粹線、取り消し線など神楽改訂の跡が見られるユニークなテキストであるが、A本の内容とこの改訂箇所を比較すると、A本と同内容の加筆が「四劔」の「龍の王」、および「五方開き」における「山名」の記述である。一方、A本と同内容でありながら削除されたのが「四弓」の木戸を打ち鳴らす場面、「二弓」の東方殿以下四方神の勧請、「五方開き」末尾の問答、「鬼神舞」の「あらひら」と「三韓」等々の国名の列挙などである。このうち、加筆箇所はA本・C本・天明本と共通しており、削除箇所のうち「四弓」の城戸を打つ件、「二弓」の東方殿以下四方神勧請などが弘化本に見られないことから、A本・C本・天明本と弘化本との両方の要素を併せ持つのが略記といえるであろう。

では、A本と天明本はどうか。A本に見られ、天明本に見られない要素を列挙すれば、「四劔」「四弓」における劔・弓と神との関係記述、「二弓」の演目自体の不在、「神代開き」の「乙太夫」、などが挙げられる。そして、これらA本と天明本との三つの相違点は、逆に天明本と次第記との共通点となつていゝる。さらに言えば天明本と次第記とは吉田神道の祝詞が記されていることで共通している。

以上の考察から分かることは、近世の杵岐神楽本のなかにはそれぞれ相違点が存在しているが、互いに重複する箇所もあり、その系譜を神楽歌の差異から単純に推し量ることはできないということである。逆にこのような混乱した状況は発想の転換を必要とする。これら近世杵岐神楽のテキストは、単系的な発展の跡として理解すべきではなく、むしろさまざまな諸宗教者によつて多様な神楽が担われて来たことの表れとして捉えるべきではないだろうか。

### 三 A本と平戸神楽本との関係

これまで杵岐島内の近世神楽本を見てきたが、実はA本と近いテキストが平戸にある。それは平戸神楽の神楽本、下條家本である。杵岐は近世以降平戸藩領であり、杵岐神楽と平戸神楽との間には歴史的にも深い交流と結びつきがみられる。A本と

下條家本を比較すると、下條家本は神楽の規模も大きく、「鬼神舞」の部分にも神道化の進んだ形跡が認められるが〔神田二〇一一 三三〕、その他、先に挙げたような神楽の要素において、両書は見事な一致をみせているのである。

下條家本は、冒頭に「陰陽家大神楽次第本記」とあること、また神楽歌中に慶応二年、松浦郡桶屋町の天社宮で舞われたことが記されていることなどから、陰陽師の神楽本であることが明らかである。

近世の杵岐にも陰陽師が居り、野法者・神道補佐職とも言われていたのが、元禄八年に土御門家の免許を得て、その数は二十一名に上り、神職同様の待遇を得ていた。〔後藤一九一八 二三七、後藤 一九二六 七六一―八四〕

そこで思い起こされるのは、A本末尾に記された「新城村祠官 平田裕口」であるが、新城村に平田姓の祠官がいたという記録は管見の限り見当たらない。一方、陰陽師については、元禄の土御門免状以降、杵岐に平田姓の陰陽師が複数いたことが確認でき、それは明治四年に神職となるのを願ひ出た口上覚〔後藤 一九二六 八三〕にまで続いている。下條家本との内容の類似などを考え合わせると、A本は陰陽師による神楽本である可能性が高い。

では実際に陰陽師が神楽を舞っていたのか。明治二年十二月、藩庁政府より社寺懸宛の「陰陽家家業条目」には、「近来

に到りては、神楽式等興行致候様相成如何の事に候」と記され、陰陽師に自らの本分をわきまえるよう通達されている〔後藤一九二六 八二〕。ということは陰陽師も神楽を行っていたのである。

また、ここに「近来に到り」とあるがそれは正しいのか。次第記の扉書には、

此各巻は壹岐国諸社の大神楽、陰陽師等見て少しかへて毎年一度出会して執行所なり。陰陽師己が家業なり。さるゆへ同口（職？——山口筆写稿本原注）の外の人の神楽ハ勤むへからさる二決定せり。

とある。文意は不明瞭であるが、陰陽師が諸社の神楽をまねて神楽をやっており、それは彼らの家業であると記される。

また、陰陽師の神楽は幕末にのみ見られたわけではない。元禄十一年に法者職の者たちが土御門の免状を得た際、既にその職分のなかには「大神楽之事」も含まれているのである〔後藤一九二六 七九〕。

以上のことから、A本は陰陽師による神楽本であったことが推察できる。また、A本とほぼ同文・同構成のB本についても同様である。また、C本はA本・B本に比べて規模の大きな大神楽であるが、「四剣」の「何事も——」の句、「四弓」の四季

の歌に共通して秋の句が見られないこと、天神と問答するのが「国津神」であること、「あふらひら（荒平）」の記述がみられることなどから、A本・B本の要素を持ったテキストであると考える。

おわりに

以上のように、本稿では近世の壹岐神楽本に記された神楽の構成、および神楽歌の分析から主としてA本の資料的な位置づけについて考察を行ったが、それは同時に他の神楽本の性格を明らかにすることにもつながったと考える。本稿の成果をまとめると、次のようにまとめることができる。

まずA本は、「四剣」から「鬼神舞」までの八番によって構成される小規模な大神楽であり、B本も同様の構成となっている。これは両書のみに見られる独特の構成となっている。

また、A本と神楽歌やその構成が近似している平戸神楽の〔陰陽家大神楽次第本記〕（下條家本）は陰陽師神楽の本である。A本の末尾に見える「平田裕□」という人物は、その姓から陰陽家であった可能性が指摘でき、事実、近世以降陰陽師による神楽が行われていることから、A本および同系統のB本は陰陽師による神楽本であった可能性がある。またC本についても、その詞章等の近似からA本・B本の影響を受けた神楽本である

とみることができる。

一方、天明本と次第記には、「四劔」「四弓」における劔・弓と神との関係記述、「二弓」の演目自体の不在、「神代開き」の「乙太夫」など近似点が多く、共に唯一神道（吉田神道）式の祝詞が記されていることから、両書は唯一神道系統の神楽本と言える。

また、現行の杵岐神楽の基となった弘化本は、今回考察した近世神楽本との相違点が最も多く、一線を画した存在となっている。弘化本は唯一神道系とは異なる、いわば国学の影響を受けた復古神道的神楽本と言えるのではないか。

では、朱筆での加除が記された略記はどう理解できるのか。同書の朱筆箇所は、これまで唯一神道化が進む過程の加除の跡とされてきた。しかし、A本・天明本等との比較からは、さまざまな神楽本の要素が散見されるのであり、唯一神道化を図った形跡というよりは、むしろ当時複数存在していた神楽本の摺り合わせ、および簡略化を行った跡とみるのが適切ではないかと思われる。

近世杵岐神楽の一端を分析したに過ぎない本稿によっても、近世の神楽本にはおおよそ次のようなまとまりが存在すること指摘できるのではないだろうか。第一は「天明本」・「次第記」で、唯一神道系のテキスト。第二は「A本」・「B本」で、陰陽道系のテキスト。第三は「略記」で、第一・第二の内容をもと

に加除を施したテキスト。第四は「弘化本」で、国学・復古神道系テキスト。以上の四種である。今後の研究のための叩き台として、敢えてここに提示しておきたい。

なお、C本については陰陽道系テキストの要素が多分に見られるものの、他の演目等の検討が今後必要であると考えられる。また、平戸神楽の下條家本は陰陽道系テキストの系譜に位置づけられるであろう。

無論これはあくまでも各神楽本の共通項や差異によって仮に分類したものである。よって各テキストにはそれぞれに重複する箇所が存在しているし、神楽の担い手である宗教者にもテキスト同様に重複がみられたであろう。

ところで、近世杵岐神楽本のうち、年代が明確に分かる最も古い本が天明本（一七八一〜一七八九年）、最も新しい本が大幅な改訂が見られる弘化本（一八四五年）である。これほど内容に違いの見られる二つのテキストであっても、その年代差はたったの五十六〜六十四年に過ぎない。

つまり、近世の杵岐神楽は統一されてはいなかった。よって、これらの神楽本を「両部神道→唯一神道→復古神道」という単系的な発展段階に位置づけて理解することはできない。近世の杵岐には、神道神職・陰陽師職による神楽が存在し、さらに神職の間でも「家流」と言われる家ごとの神楽技術が存在していた。幕末になると、これにさらに教派神道の神楽が加わる

など、杵岐には常に複数の神楽の系統が併存していたのである。<sup>(2)</sup> 先述の多様なテキストが共時的に存在していたことはその表れとして見るべきであろう。

前稿〔須永 二〇一三〕で示したとおり、厳密に言えば杵岐神楽は今日に至るまで統一されてはおらず、さまざまな宗教者による神楽が行われて来たのであり、相互の助勤関係も存在する。略記のような改訂が行われた背景には、神楽奉納に伴う人員確保とその詞章の摺り合わせという、神楽の舞手たちの現実的な要請が働いていたのではないだろうか。

註

(1) 神楽関係文書は一つの段ボール箱にまとめられており、その最も新しい記録は杵岐神楽が長崎県無形文化財になった際の記録である。このことから、この神楽関係資料は杵岐神楽の無形文化財登録に関して吉野氏はその沿革を調査するためのもので、本稿で取りあげる神楽歌の綴りも、その際に一次資料として用いられたものと推定できる。

(2) なお、陰陽師や新宗教による杵岐神楽は今日まで続いている〔須永 二〇一三〕。

参考文献一覧

杵岐神楽保存会(編) 二〇〇二 『国指定無形民俗文化財 杵岐神楽』 芦辺

町教育委員会

神田 竜浩 二〇一三 「杵岐神楽の荒平舞」『民俗芸能研究』五一

後藤 正足 一九七八(一九一八) 『杵岐郷土誌』 歴史図書社

後藤 正足 一九二六 『杵岐神社誌』 錦香亭

白川 琢磨 二〇〇六 「落差」を解く『国立歴史民俗博物館研究報告』

一三二

須永 敬 二〇一三 「杵岐の神楽と神職集団」『九州産業大学国際文化学

部紀要』五四

本田 安次 一九九四(一九七三) 「杵岐神楽」『日本の傳統藝能』神楽Ⅲ(本

田安次著作集三) 錦正社

牧山 數馬 一九五七 『杵岐神楽放』 私家版

松本 裕利 一九六五 「神楽研究と変遷」(稿本・杵岐聖母宮蔵)

山口麻太郎 一九八二 『壹岐國史』 第一法規出版

渡辺 伸夫 二〇一〇 「杵岐神楽の宿借り曲『山入舞』をめぐって―神楽改革

の視点から―」『京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター研究報告』四

謝辞

本稿の執筆にあたっては、聖母宮、および長崎県神職会杵岐支部の方々のご協力をいただいた。とりわけ、川久保ヒロ子氏・川久保匡勝氏・吉野藤子氏(五十音順)には多くの貴重なご教示を賜ることができた。ここに記して深く感謝申し上げたい。

翻刻 老岐聖母宮所蔵「大神樂略記」

一冬来と誰かわ告しうす氷り  
しくれや告て山廻りする

【二丁才】

何事も我心よりなすものを

其能きわさを思召立らん

抑々我朝釧乃起りを尋に釧は

龍乃王作らせたまふてきんき乃

形をあらわし全しん執行の器と

なれば三種乃一ツとぞなりにける

されば第一のつるきを八十がの釧とも

【二丁ウ】

天の尾羽張りとも伊豆乃

尾張りとも申也

第二の釧を八蛇乃あらまさと

はばきりの釧とも天はいきりの

釧とも申也

【三丁才】

第三乃釧を八天むらくもの釧とも

草なきの釧とも申也

第四の釧を八都の霊とも健布都乃

釧とも佐肆ふつの釧とも豊

釧とも申也

一第一乃釧八伊弉諾尊帯たまへる

【三丁ウ】

釧なり○第二乃釧八素戔鳴尊のはか

せたまいて大蛇を伐給へる釧にして

大和国石の上乃宮にそこめさせたまへり

第三乃釧八大蛇ちの尾より出ル釧にて

尾張国あつたの宮にそこめさせ給へける

【四丁才】

○其与里悪天下をうこかさざれば

国家万民やわらきて天下大平

国土豊樂にそなりける

第四の釧八高倉下シのゆめの内に

得ル釧にして常陸国鹿嶋の

宮にそこめさせ給へける

【四丁ウ】

居テ

白銀乃目貫の大刀の七足二くみのお

緒めて吾もはきなん

天照神乃御心之受継て三ツの宝の

影ぞくもらん

天照日影のかつらかけまくも

【五丁才】

敬

永

須

居テ

四劍

大神樂略記

【一丁才】

「凡例」 改行は全て原文の通りとした。破  
損等による欠字は□、あるいは「」で示  
した。翻刻者が付け加えた記述については、  
丁数は「一」、注等は（ ）の中に記した。  
また、誤りと思われる箇所については敢え  
て訂正を施さず、そのまま翻刻している。

一只爰は永世乃せきとそ也

おり居て神の遊たまへは

一春之初窓の梅が枝本こ路ひて

すたれの内に匂ふ花の香

【一丁ウ】

一すゞしやと松の木かけに立寄れば

暑さわすれる常夏の風

一秋くれば秋の初風秋みちて

淡路鳴まで浪や懸けん



かしこく守れ八十の諸神

宮居する所々の神も又

鹿寫達せしむかしわするな

天下の神の乙女子爰に又

雲乃通路行帰ルらん

○久かた乃天にのほりし村雲乃

鋌は今も代々に伝得て

居テ

二鋌

○物ことにおそれ心を拂ひなば

何れの神か障り有べき

四弓

○春霞物をゆひなば問なんと

山乃津わるハ誰子なるらん

夏山乃木々のこすへに光り指

弓張り月を思ひやらるゝ

○霜柱雪お栴雲も雨たるき

氷り乃はりに露のふきくさ

婦津主の力まかせに取弓乃

張りたるつるはゆるむことなし

○梓弓六ツ乃しらのしらかきに

強き心もほたれぬるかな

○抑弓の由来を申せバ面白や○されば

第一乃御弓をハ座陣の弓とは申也

第二乃御弓をハ発向乃弓とハ申也

第三乃御弓おハ護持乃弓とハ申也

第四乃御弓をハ治世の弓と申也

座陣の弓とは天照太神近難尊の

あぢきなき仕草にて山河をどよ

【六丁才】

めかしあお山をから山になし

天にのほりたまへる時居ながら

「一」箭乃鞞と五百箭乃鞞とを於て

持せ給へる故二かくは名付玉へけり

発向乃弓とハ豊芦原中津国二天稚

彦を下し給ふ時為高皇産靈尊

【六丁ウ】

天乃羽之矢を添て玉わる天の鹿兒弓

是なり○護符弓とハ天乃忍日乃命

穗津大来目お引而背に天岩鞞

負臂に伊豆の高鞞を帶き天ノ

羽之矢とハツ目乃かふるやとを添え持

たまへる天乃栴弓是也

【七丁才】

○治世乃弓とハ彦火火出会尊常に持

「一」給へて風雨にあれとも山の幸を

恵給所の御弓是也○抑天照太神神坂

たけくおわしますよによつてそさのをの尊

たけきあらかねのいきをいおふせかんと

思召天乃かぐ山の木と竹とを取らせ玉

【七丁ウ】

ひて弓の長さ七尺五寸二つもらせ

たへる彼乃弓め向学て造らんと

思召後たけハいさなきの尊前竹ハ

いさなみ尊本筈うら筈八天地陰

陽の両義を表し中ハ則天の御中

主ノ尊お表して作らせ給へけり

放天のかご弓とは申也御箭名ハ

【八丁才】

天乃羽々矢神通の鏑矢とは申也

四張乃御弓二横手乃御てふとを相添

【八丁ウ】

東西南北二そ配らせ玉へける其時弓  
始せんと思召他宿の城戸とほくと

打ならさせ給へば内より男こたえて

一首かくらん改ル年の始の弓枕吾

【十丁才】

がせしことの叶斗り二〇他その城戸を

ほとくと打ならさせ給へば内より

女人こたえて一首書くらん〇千早

振神の前二弓張りて百矢射共

あだ矢いせん〇梓弓曳はより

来るたをくと我か産人に百矢

【十丁ウ】

いさせん〇梓弓雲乃伊勢弓引すへて

我が産人の悪魔払わん

〔居(カ)〕テ

かしこくも吾か手二取もかこ弓の

其勢をまなふ物哉

二弓

【十一丁才】

〇其六將軍と申奉る八宗像住吉

諏訪勢田三嶋こう良乃大神也

怨敵退散乃為二天下らせ玉へけり

抑東方殿と申奉る八六万六千六百

六十六神の大小神祇冥道高きハ

大神低き小神每二部類春属

【十一丁ウ】

共二降臨影向したまへ

西南北共二同断

五方開き

東方殿ト申せハ甲乙乃方也山を申せハ

朝日山彼の方にあるします

三生元木の神木乃御祖句々廻尊

【十二丁才】

を始メ奉りて六萬六千六百六拾六乃神

大小乃神祇冥道今日今夜神と

神垣乃七五三乃御邊の内にしやうじ

奉り平ク安ク今ぞ正面に受聞と申ス

南方殿と申ハ丙丁ノ方也山申せば

朱雀乃山かの方にあるします

【十二丁ウ】

二儀元火の神火祖軻遇突知命を

始りて七万七千七百七十七神大小神祇冥

道西方殿申ハ庚辛方也山を申せば

白銀の山かの方にあるします

四穀元金乃神金御祖金山彦命を

始メ奉りて八萬八千八百八拾八神乃大小

【十三丁才】

乃冥道北方殿と申ハみつへの方也

山を申せハ玄武山かの方にあるします

一徳元水乃神水乃御祖罔象女命

を始奉りて九万九千九百九拾九神の

大小乃神祇冥道

中央殿と申スハ戊ノ方也玄黄青色

【十三丁ウ】

天にあらわれします日月

星辰五行の大祖伊弉諾尊を始メ

奉りて天乃神光一萬一千五百貳拾神

乃大小の神祇冥道下方殿と

申スハ巳ノ方也則国土乃大祖

伊さなみ命始奉りて五鬼元

【十四丁才】

土神土の御祖埴安命地に

鎮りまします神靈壹萬

一千五百貳拾神乃大小乃神祇冥道

今日今夜神戸神坂乃七五三の

御しめの内鎮し奉り平ク安ク

今楚<sup>ッ</sup>正面に受きこしめせ

【十四丁ウ】

居テ 神乃代を思ひ渡ルも久かたの

天乃うき橋<sup>はし</sup>国乃御柱

見てもしれ誰も生れの二柱

是天地乃姿ならずや

此辺に国津神や有ル

夫に御こえの有りけるハ何れの神二而

ましますか

【十五丁オ】

神代開

居テ

天津神に廻り逢こそ嬉しけれ

積思ひを何とかたらん

□ (立カ)

抑吾か朝主と申奉ル第一国常立<sup>とこたち</sup>尊

第二国さつち乃尊第三豊斟<sup>と</sup>淳尊

此三体ハ陰陽神二而まんくたる

【十五丁ウ】

海上やふくとしてくもを

へたておわします

第四うひちに尊すひにの尊第五

大戸道尊大刀邊尊第六面たるの尊

かしこねの尊此三代は男体<sup>たむ</sup>女体の

尊神なれ共陰陽<sup>いん</sup>和合の道ハなかり

けり第七伊弉諾伊弉冉尊始て

【十六丁オ】

陰陽<sup>いん</sup>和合道をさとりた<sup>(ママ)</sup>まて

日神月神蛭<sup>ひる</sup>子そさのお尊をあれ

まさせ給へける是則神代七代とは

申也地神五代と申奉ルハ第一天照大神

広大じひにましまして日をてらせ

雨をふらせ国土を潤したくせ末代の

【十六丁ウ】

今日二至<sup>し</sup>適しゆ生を助ケ給へける

第二正哉吾勝、速日天穗耳申奉ルハ

上天常住の神代とハ申也第三

天津彦之火の瓊のに、きの命始て

日向に天下らせ給へける

第四彦火々出見尊始て海宮りんこふ

を被成ける第五彦なきさたけうかや

【十七丁オ】

ふきあわせすの尊高千穂の宮に

ましまして衆生濟度をなし給ふ

各立

夫にみえさせ給ふは天神にて

やましますか夫におこえの

きかふるは国津神二而有りつらん

たまさかに逢そ嬉しき身余る

つもることばを共ニかたらん

【十七丁ウ】

○あひふればつもる思ひの胸晴て

扱も天神ハ何れの道にておわし

われハ天津神故君たる道扱も

汝ハ何れの道成ルそや僕かれは

国津神故<sup>き</sup>臣<sup>ミ</sup>たる道君<sup>クニシノ</sup>臣<sup>ミ</sup>道を

始として千道百道多けれと

【十八丁オ】

正シキ道は神乃通イ路○是よりハ

た、しき道をた、して今方ハ

都の方に御供を申さん

只今つの、継弓神通のかふら矢

おくり参りたり扱も其品々

至来目出度先は文一見申さん

祝詞

【十八丁ウ】

鬼神舞

さひ拝く敬白大日本国西海道

壹岐国石田郡壹岐郡何村何社

何神に御神樂をそふし奉る

道じやうに何者かこしに榊葉を

指はさんて山如しうこき来ル

【十九丁オ】

かふべを見れハ高山乃如くひたにハ

四海乃波をたゝへ鼻ハ千けんの岩屋ノ

如ク口内にしゆをかせどりこえは

なゝす神乃津ゝみの如クならず

こしにはあづさの弓を張り上下の

木葉は劔をぬぎ違たルが如し

夫形さながら鬼形に事ならず

【十九丁ウ】

善神か悪神か夫実体をつぶさ二

かたり給へいつわりをかたる物ならハ

神へん神道乃白枝を以テ忽打ち

やうちやく二及はん

鬼神返事

一 夫某は猿田彦の化身にて谷八つ

【二十丁オ】

嶺八ツ打ふさかりたるあらひらとハ

吾か事も今日ふしたるまに

榊を壺本ならず貳本ならず手折

取たるハ何者ぞ急ゝ返し給われ

内

天照す神乃御孫乃国なればいつ

こそ鬼乃すみかなるらん

【二十丁ウ】

鬼

天照す神乃御孫乃国故二榊乃枝をかく

そ求る○内舞順風に眼を入る身なれども

御す乃内なる神ハ見せまし○鬼神舞

順風に眼を入れる身なれせばみすの内

成ル神は見てあり吾か此木ハ見せまし

只今乃舞乃御いらへにより猿田

彦乃御化身とハつぶさに承り

【二十一丁オ】

左もあらば天地開闢之始造化乃

次第つぶさに御語り給ふちやうもん

仕らん○鬼左もあらず夫に

津ゝしんで聞給へ天地未分乃時渾沌活

洗たる事とりの子の如しくゞもりて

きざしをふくめり夫清明らか成

者はたなびふて天と成ル杳クにこ

【二十一丁ウ】

れる物はつゝひて地と成り神夫中に

あれます其後伊弉諾伊弉冉尊

天浮橋上より天の銚矛を指をろし

かきさぐり給まえば其矛乃さき

より露したゝりて海中にかた

まり則自凝鳴となれり次第

【二十二丁オ】

造化ちりか積りて岡となり山と成り

露したゞて川となり海となりけんハ

さらになり草木鳥しゆう自然

成ル大日本国とハ是成りしんだん天

竺三かんけひたんとくきんかふち其余

乃外国かそゆるにいとまなし天二九野

あり京に九脩有りひえの山によぢ

【二十二丁ウ】

あかり眼を開き見てあれ八国は鎮

西老岐国此村此御前の此御神を

すゞしめ奉らんが其ために

白きしやう物を免給る十二人の

神楽男あなたひらりこなた

さらりひらりさらりと舞ナン

きつと見て五百箇のま榊をね

【二十三丁才】

こキしてえひやつくと此神乃

屋二引出していざき身ん舞を一番

舞申さん名御ばやし給ふ

【二十三丁ウ】

新城村祠官平田裕□

明福

大神楽次第略記

祝詞

夫大山ととよあし原みつほ乃国天地

開百乃始<sup>へしめ</sup>○国とこだちの命よりいさなき

いざなみ乃命至天のうきハしの上より

【後欠】